

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

公 表 通 知 書

様

宇部市長



宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙マナーの向上に関する条例第15条の規定による公表を下記のとおりしますので通知します。

記

公表の内容	
公表をする理由	
公表の方法	
公 表 日	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分（異議申立てをしたときは、その異議申立てに対する決定）があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として提起することができます。